



エコニュース

身近なことから始めよう 家庭でできる3R

「3R(スリーアール)」という言葉を知っていますか。環境になるべく負荷をかけない循環型社会を形成するための標語で、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つの頭文字をとった言葉です。

3Rは身近なことから簡単に取り組むことができます。

リデュース=廃棄物の発生抑制

○生ごみは捨てる前に絞りましょう。生ごみは水分が多くを占めており、捨てる前にギュッとひと絞りするだけで重量を減らせます

○買い物はマイバッグやマイバスケットを持って行きましょ

う。ごみの減量につながるのももちろんですが、近年、レジ袋を有料にしている店が増えているため、家計の節約にもつながります

リユース=再利用

○リサイクルプラザでは、ごみとして出された家具や自転車の中からまだ使えるものを修理し、月1回、希望者に抽選で販売しています

リサイクル=再資源化

○きちんと資源物を分別することで、再び商品へと生まれ変わります

ほかに、生活の中で簡単に取り組める3Rはたくさんあります。少しずつ、できることから取り組みれば、その積み重ねが循環型社会の形成につながります。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

後を絶ちません 新聞購読契約のトラブル

Q 自宅にB紙の勧誘員が来て、新聞購読の勧誘を受けました。「A紙を取っているのだから」と断りましたが、商品券をサービスするからと言われ、2年後から6カ月間の新聞購読契約を結びました。後日確認したところ、A紙とB紙の契約期間が重なっていることが分かりました。B紙を解約できますか。

A 新聞の訪問販売の場合、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリングオフができます。販売店に書面で通知することで、無条件で契約を解除できます。その際、契約時に受け取った景品類は販売店に返します。

クーリングオフ期間が過ぎると、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇

日」の6カ月間」といった期間を定めた契約は、原則として中途解約できません。ただし、断ったのに居座られたり、うその説明をされたりした場合は、契約を取り消せることがあります。また、「新聞購読契約に関するガイドライン」では、購読者の死亡や入院、転居など、やむを得ない事情による解約の申し出には、事情に即した解決を図ることが求められています。

トラブルに遭わないために

○景品に釣られて契約することは避けましょう。なお、新聞の景品類の額は、景品表示法で一定額以下(取引価格の8%または購読料6カ月分の8%のいずれか低い額)に決められています

○将来にわたって無理が生じない期間で契約しましょう。契約期間が長期の場合、経済上や健康上の理由で購読が困難となることがあります

○契約する前に、期間など契約内容をしっかりと確認し、契約書は保管しておきましょう

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。